

奈良県小児入院患者家族の付添等 環境改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、入院中のこどもの家族の環境整備の取組等の充実を図り、こどもや家族が安心して入院することができる環境改善を推進するため、県内の小児医療機関の開設者に対して、入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」（令和5年6月30日こ成母第36号）及び奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) この要綱において「小児患者」とは、15歳未満の小児（児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者）の患者をいう。
- (2) この要綱において「小児医療機関」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所であって、小児科且つ小児患者に係る病床を有するものをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、奈良県内の小児医療機関の開設者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、以下の取組とする。ただし、補助対象事業による補助は、1つの小児医療機関において、次の(1)及び(2)それぞれで、一定期間（10年間）につき1回限りとする。

(1) 環境改善のための小児医療機関内の修繕の実施

こどもの付添いをする家族が休息できるスペースを設置するなど、小児医療機関の施設内の修繕を実施する。ただし、補助対象年度において修繕に着手し完了したものを対象とする。

(2) 環境改善のための物品等の購入

こどもの付添いをする家族が利用できる簡易ベッド、ソファベッド及び寝具等や、家

族が付添い中に食事するための調理器具（食事を温める電子レンジ等）などを購入する。

また、家族がこどもの付添いができない場合において、こどもが家族とオンラインで話すためのタブレット端末等を購入する。

（補助対象期間）

第5条 この補助金は、交付申請のあった日の属する会計年度の4月1日から3月31日まで又は事業完了日までのいずれか早い日までに実施した補助対象事業に係る経費を対象とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表の第3欄に定めるものとする。

第1 種目	第2 基準額	第3 補助対象経費
(1) 環境改善のための小児医療機関内の修繕の実施	小児医療機関1か所あたり 7,560,000円	奈良県小児入院患者家族の付添等環境改善事業に必要な需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び材料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、修繕費、負担金、補助及び交付金
(2) 環境改善のための物品等の購入	小児患者に係る1床あたり 20,000円	

2 補助金の額は、次の(1)及び(2)により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 前項の表の第2欄に定める基準額と、第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを種目ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額と、総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助金の額とする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、奈良県小児入院患者家族の付添等環境改善事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 経費所要額調書（別紙1）
- (2) 環境改善事業計画書（別紙2）
- (3) 歳入歳出予算（見込書）抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当

たつて、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第8条 知事は、前条第1項に規定する申請書等の提出があった場合において、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、書面により通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 知事は、この補助金の交付の決定には、次の条件を付けるものとする。

(1) 第1項の規定による決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、事業により取得し、又は効用増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は処分してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(3) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

4 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、その他必要な条件を付けるものとする。

5 知事は、前条第1項の規定による申請書等を受理した場合において、補助金の交付が不適当であると認めるときは、当該申請者に対し、理由を付してその旨を書面により通知するものとする。

(交付決定前着手届)

第9条 補助金の交付を受けようとする者が、交付決定前に事業に着手しようとするときは、奈良県小児入院患者家族の付添等環境改善事業交付決定前着手届（第2号様式）を知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第8条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第11条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、奈良県小児入院患者家族の付添等環境改善事業補助金変更承認申請書（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、対象経費の総額の30パーセント以内の減額による軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 経費所要額調書（別紙1）
- (2) 環境改善事業計画書（別紙2）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、奈良県小児入院患者家族の付添等環境改善事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第12条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、奈良県小児入院患者家族の付添等環境改善事業実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか

早い日までに、知事に報告しなければならない。

- (1) 経費所要額精算書（別紙３）
- (2) 環境改善事業実績報告書（別紙４）
- (3) 歳入歳出決算書抄本
- (4) 補助事業完了後の施設及び備品の写真
- (5) 契約書の写し（契約書が作成されない場合は、請求書の写し）
- (6) 納品書の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、第１項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の確定及び交付）

第１５条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良県小児入院患者家族の付添等環境改善事業補助金請求書（第６号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第１６条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第８条第３項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第１１条の規定に違反したとき。
- (3) 第１２条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１７条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（第７号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が事業を展開する組織の支部（一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、

本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第 18 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(他の補助金等との重複の禁止)

第 19 条 この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式 (第 7 条関係)

略

第 2 号様式 (第 9 条関係)

略

第 3 号様式 (第 11 条関係)

略

第 4 号様式 (第 11 条関係)

略

第 5 号様式 (第 14 条関係)

略

第 6 号様式 (第 15 条関係)

略

第 7 号様式 (第 17 条関係)

略